

(その1)

収 支 報 告 書

会計	繰越	検算	転記		
#	#	コ	三	イ	〇

※該当箇所に すること。

- (ふりがな) じゅうみんしゅとうとうきょうとさんぎいんひれいくだい54しぶ
- 1 政治団体の名称 自由民主党東京都参議院比例区第五十四支部
- 2 主たる事務所の所在地 東京都港区六本木1-7-27
- 3 代表者の氏名 徳茂 雅之
- 4 会計責任者の氏名 水谷 善次

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政 党
<input checked="" type="checkbox"/>	政 党 の 支 部
<input type="checkbox"/>	政 治 資 金 団 体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/>	そ の 他 の 政 治 団 体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
全国（2都道府県以上）	

5 令和 2 年分

団体コード	1	2	8	0	0	0	9	0	4	E	2	0	2	0
前年繰越額	17,661,989 円													

事務担当者の氏名 水谷 善次

電話番号 03-6550-0424

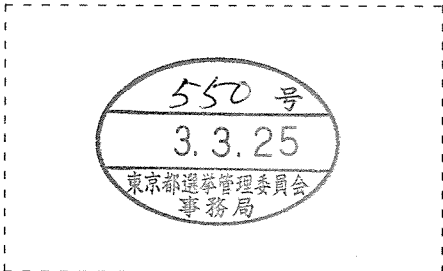
資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/>	有
<input checked="" type="checkbox"/>	無
公職の種類	_____ (現・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名	_____

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	<u>徳茂 雅之</u>
公職の種類	<u>参議院議員</u> (現・候)

(※) 資金管理団体の指定の期間					
令和	年	月	日	から	
令和	年	月	日	まで	

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間					
令和	年	月	日	から	
令和	年	月	日	まで	

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。 ※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。



受 付	審 査	確 認	消 込

003650

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	31,662,132
(前年からの繰越額)	17,661,989
(本年の収入額)	14,000,143
支 出 総 額	4,486,453
翌年への繰越額	27,175,679

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	0	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入					
行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	自由民主党本部	2,000,000	R2/4/28	東京都千代田区永田町1-11-23	
2	自由民主党本部	2,000,000	R2/5/26	東京都千代田区永田町1-11-23	
3	自由民主党本部	500,000	R2/6/9	東京都千代田区永田町1-11-23	
4	自由民主党本部	2,000,000	R2/7/31	東京都千代田区永田町1-11-23	
5	自由民主党本部	2,000,000	R2/10/30	東京都千代田区永田町1-11-23	
6	自由民主党本部	3,000,000	R2/12/8	東京都千代田区永田町1-11-23	
7	自由民主党本部	500,000	R2/12/8	東京都千代田区永田町1-11-23	
8	自由民主党本部	2,000,000	R2/12/23	東京都千代田区永田町1-11-23	
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	合 計	14,000,000			

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	143	
	合 計	143	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0		
(2) 光 熱 水 費	0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	667,565		
(4) 事 務 所 費	1,595,285		
小 計	2,262,850	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	1,742,019		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	447,144	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	226,810		
イ 宣 伝 事 業 費	220,334		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	34,440		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	2,223,603	0	
合 計	4,486,453		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	コピー代	15,471	R2/1/8	株式会社タイチ	東京都渋谷区宇田川町33-7	
2	コピー代	16,800	R2/2/5	株式会社タイチ	東京都渋谷区宇田川町33-7	
3	事務用品代	11,605	R2/2/17	日本チュパック株式会社 東京営業所	東京都板橋区板橋4丁目8番6号	
4	文具代	17,073	R2/2/19	株式会社タイチ	東京都渋谷区宇田川町33-7	
5	雑誌購入費	15,200	R2/2/28	株式会社成文堂 参議院内	東京都千代田区永田町1-7-1	
6	コピー代	12,244	R2/3/4	株式会社タイチ	東京都渋谷区宇田川町33-7	
7	コピー代	15,297	R2/4/6	株式会社タイチ	東京都渋谷区宇田川町33-7	
8	文具代	18,951	R2/4/16	株式会社タイチ	東京都渋谷区宇田川町33-7	
9	コピー代	15,359	R2/5/13	株式会社タイチ	東京都渋谷区宇田川町33-7	
10	印刷代	12,320	R2/5/21	(株)サンユー	東京都中野区中央2-52-18	
11	コピー代	11,772	R2/7/8	株式会社タイチ	東京都渋谷区宇田川町33-7	
12	文具代	22,370	R2/8/18	株式会社タイチ	東京都渋谷区宇田川町33-7	
13	コピー代	10,379	R2/9/11	株式会社タイチ	東京都渋谷区宇田川町33-7	
14	コピー代	15,114	R2/10/13	株式会社タイチ	東京都渋谷区宇田川町33-7	
15	i p a d代	113,080	R2/10/31	Apple Japan, Inc. (Apple Japan合同会社)	東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ	
16	印刷代	31,020	R2/11/24	(株)サンユー	東京都中野区中央2-52-18	
17	コピー代	20,119	R2/12/7	株式会社タイチ	東京都渋谷区宇田川町33-7	
18	文具代	53,956	R2/12/18	株式会社タイチ	東京都渋谷区宇田川町33-7	
19						
20						

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費		
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
	そ の 他 の 支 出	239,435				
	合 計	667,565				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	事務所費等賃料	79,267	R2/1/14	一般社団法人全国郵便局長協会連合会	東京都港区六本木一丁目7番27号	
2	郵便代	10,530	R2/1/20	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
3	ゆうパック袋代	12,300	R2/1/27	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
4	ゆうパック代	128,150	R2/1/27	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
5	事務所費等賃料	79,401	R2/2/6	一般社団法人全国郵便局長協会連合会	東京都港区六本木一丁目7番27号	
6	事務所費等賃料	79,199	R2/3/5	一般社団法人全国郵便局長協会連合会	東京都港区六本木一丁目7番27号	
7	切手代	13,300	R2/4/1	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
8	事務所費等賃料	78,780	R2/4/6	一般社団法人全国郵便局長協会連合会	東京都港区六本木一丁目7番27号	
9	政治資金監査報酬	149,685	R2/4/6	楡井公認会計士事務所	神奈川県茅ヶ崎市東海岸南1-6-25 ラ ユスタデルソル101号室	
10	郵便代	13,012	R2/4/20	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
11	切手代	16,800	R2/4/28	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
12	事務所費等賃料	78,209	R2/5/13	一般社団法人全国郵便局長協会連合会	東京都港区六本木一丁目7番27号	
13	事務所費等賃料	78,341	R2/6/8	一般社団法人全国郵便局長協会連合会	東京都港区六本木一丁目7番27号	
14	源泉所得税及復興特別所得税	15,315	R2/6/24	麻布税務署	東京都港区西麻布3-3-5	
15	事務所費等賃料	79,930	R2/7/8	一般社団法人全国郵便局長協会連合会	東京都港区六本木一丁目7番27号	
16	レターパック代	55,500	R2/7/8	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
17	レターパック代	37,000	R2/7/8	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
18	事務所費等賃料	79,983	R2/8/5	一般社団法人全国郵便局長協会連合会	東京都港区六本木一丁目7番27号	
19	NHK受信料	24,770	R2/8/26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2丁目2番1号	
20	事務所費等賃料	79,908	R2/9/8	一般社団法人全国郵便局長協会連合会	東京都港区六本木一丁目7番27号	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
21	事務所費等賃料	80,182	R2/10/6	一般社団法人全国郵便局長協会連合会	東京都港区六本木一丁目7番27号	
22	郵便代	38,298	R2/10/20	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
23	切手代	16,800	R2/10/30	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
24	事務所費等賃料	79,323	R2/11/10	一般社団法人全国郵便局長協会連合会	東京都港区六本木一丁目7番27号	
25	郵便代	10,284	R2/11/20	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
26	事務所費等賃料	78,909	R2/12/7	一般社団法人全国郵便局長協会連合会	東京都港区六本木一丁目7番27号	
27	切手代	16,500	R2/12/16	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
28						
29						
30						
	その他の支出	85,609				
	合 計	1,595,285				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	旅費交通費	
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	JR乗車券代	19,390	R2/1/23	株式会社JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院 第一議員会館内地下4階	
2	航空券代	35,600	R2/1/27	株式会社JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院 第一議員会館内地下4階	
3	航空券代	29,920	R2/1/27	株式会社JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院 第一議員会館内地下4階	
4	JR乗車券代	27,940	R2/1/27	株式会社JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院 第一議員会館内地下4階	
5	JR乗車券代	10,310	R2/1/27	東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番 4号 JRセントラルタワーズ	
6	JR乗車券代	13,070	R2/1/29	東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番 4号 JRセントラルタワーズ	
7	宿泊代	15,400	R2/1/31	ホテルルートイン関	岐阜県関市西本郷通4-3-30	
8	宿泊代	30,000	R2/2/1	ヴィアイン名古屋駅前椿町	愛知県名古屋市中村区椿町9-13	
9	航空券・JR乗車券・バス 乗車券代	108,780	R2/2/4	株式会社JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院 第一議員会館内地下4階	
10	宿泊代	23,700	R2/2/8	ザ クラウンパレス新阪急高知	高知県高知市本町四丁目2番50号	
11	宿泊代	29,700	R2/2/8	名鉄グランドホテル	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目2番 4号	
12	航空券代	89,160	R2/2/12	株式会社JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院 第一議員会館内地下4階	
13	JR乗車券・航空券代	94,935	R2/2/12	株式会社JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院 第一議員会館内地下4階	
14	車両借上代	69,000	R2/2/14	株式会社IKEDAコーポレーション	東京都足立区保塚町6-17	
15	宿泊代	16,000	R2/2/16	グリーンリッチホテル鳥取駅前	鳥取県鳥取市永楽温泉町102-6	
16	JR乗車券代	13,580	R2/2/17	株式会社JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院 第一議員会館内地下4階	
17	航空券代	44,980	R2/2/17	株式会社JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院 第一議員会館内地下4階	
18	航空券代	66,780	R2/2/21	株式会社JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院 第一議員会館内地下4階	
19	航空券代	149,860	R2/6/29	株式会社JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院 第一議員会館内地下4階	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	旅費交通費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
20	航空券代	98,580	R2/8/11	株式会社JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院 第一議員会館内地下4階	
21	タクシー代	45,600	R2/8/15	(株)大隅タクシー	山口県山口市朝田928-1	
22	航空券代	22,060	R2/8/28	株式会社JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院 第一議員会館内地下4階	
23	JR乗車券代	10,310	R2/8/31	東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番 4号 JRセントラルタワーズ	
24	JR乗車券代	10,310	R2/8/31	東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番 4号 JRセントラルタワーズ	
25	宿泊代	13,100	R2/9/2	ホテルグランヴィア大阪	大阪府大阪市北区梅田3丁目1番1号	
26	航空券代	86,580	R2/9/4	株式会社JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院 第一議員会館内地下4階	
27	航空券代	109,320	R2/9/11	株式会社JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院 第一議員会館内地下4階	
28	レンタカー代	10,928	R2/9/13	株式会社トヨタレンタリース愛知	愛知県名古屋市昭和区高辻町6-8	
29	航空券代	103,590	R2/9/18	株式会社JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院 第一議員会館内地下4階	
30	航空券代	69,780	R2/12/23	株式会社JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院 第一議員会館内地下4階	
31	宿泊代	14,500	R2/12/25	SBペイメントサービス株式会社	東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留 住友ビル25階	
32						
33						
34						
35						
その他の支出		259,256				
合 計		1,742,019				

(その15)

行番号	支出の目的	金額	項目別区分		3. 機関紙誌の発行事業費	
			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	印刷製本費	備考
1	「永田町通信」印刷代	81,150	R2/1/8	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
2	「永田町通信」印刷代	45,020	R2/7/6	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
3	印刷代	100,640	R2/12/17	セブンイレブン7FS参議院議員 会館店	東京都千代田区永田町2丁目1-1	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	226,810				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	宣伝広報印刷費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	ウェブホスティングサービス利用料	12,324	R2/1/8	GMOクラウド株式会社	山口県下関市細江町1-2-10 エストラスト第2ビル3階	
2	ホームページ管理費	16,500	R2/1/14	株式会社SBSプロモーション	静岡県静岡市駿河区森下町1-35	
3	ホームページ管理費	16,500	R2/2/6	株式会社SBSプロモーション	静岡県静岡市駿河区森下町1-35	
4	ホームページ管理費	16,500	R2/3/2	株式会社SBSプロモーション	静岡県静岡市駿河区森下町1-35	
5	ホームページ管理費	16,500	R2/3/27	株式会社SBSプロモーション	静岡県静岡市駿河区森下町1-35	
6	ホームページ管理費	16,500	R2/5/26	株式会社SBSプロモーション	静岡県静岡市駿河区森下町1-35	
7	ホームページ管理費	16,500	R2/6/10	株式会社SBSプロモーション	静岡県静岡市駿河区森下町1-35	
8	ホームページ管理費	16,500	R2/7/8	株式会社SBSプロモーション	静岡県静岡市駿河区森下町1-35	
9	ホームページ管理費	16,500	R2/8/11	株式会社SBSプロモーション	静岡県静岡市駿河区森下町1-35	
10	ホームページ管理費	16,500	R2/9/9	株式会社SBSプロモーション	静岡県静岡市駿河区森下町1-35	
11	ホームページ管理費	16,500	R2/10/6	株式会社SBSプロモーション	静岡県静岡市駿河区森下町1-35	
12	ホームページ管理費	16,500	R2/11/10	株式会社SBSプロモーション	静岡県静岡市駿河区森下町1-35	
13	ホームページ管理費	16,500	R2/12/7	株式会社SBSプロモーション	静岡県静岡市駿河区森下町1-35	
14						
15						
	その他の支出	10,010				
	合 計	220,334				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
					資料費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		34,440				
合 計		34,440				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和3年 3月 25日

政治団体の名称 自由民主党東京都参議院比例区第五十四支部

会計責任者の氏名 水谷 善次



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

政治資金監査報告書

令和3年3月25日

自由民主党東京都参議院比例区第五十四支部

代表者 徳茂雅之 殿

登録政治資金監査人

榆井 宏志 

登録番号

第 2539 号

研修終了年月日

平成 21 年 6 月 29 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、自由民主党東京都参議院比例区第五十四支部の令和 2 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で政治資金監査を行うことが適当と政治資金監査人が判断したため、自由民主党東京都参議院比例区第五十四支部の従たる事務所（東京都千代田区永田町 2-1-1 参議院議員会館 424 号室）において行った。

2 監査の結果

私を実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

自由民主党東京都参議院比例区第五十四支部と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、自由民主党東京都参議院比例区第五十四支部と政治資金監査の業務を補助した使用者その他の従業者との間においても、同様である。

以上